

関税法施行令等の一部を改正する政令（案） 新旧対照条文目次

○ 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（第一条関係）	1
○ 税関関係手数料令（昭和二十九年政令第六十四号）（第二条関係）	7
○ 関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）（第三条関係）	15
○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第四条関係）	33
○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第五条関係）	37

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 法第七条の二第一項（申告の特例）に規定する特例申告書（以下単に「特例申告書」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一～六 （省 略）</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を保有している旨（いずれも税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八～十二 （省 略）</p> <p>2～5 （省 略）</p> <p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等</p>	<p>（特例申告書の記載事項等）</p> <p>第四条の二 同 上</p> <p>一～六 同 上</p> <p>七 特例申告貨物について第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合には、その適用を受けたい旨及び同号イに規定する締約国原産地証明書の発給を受けている旨（税関長が当該特例申告貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められたものである場合及び当該特例申告貨物の課税価格（数量を課税標準として関税を課する貨物の価格で定率法第四条から第四条の九まで（課税価格の計算方法）の規定に準じて算出することとされているものを含む。次号、第十号及び第十一号において同じ。）の総額が二十万円以下の場合を除く。）</p> <p>八～十二 同 上</p> <p>2～5 同 上</p> <p>（申告の特例を適用しない貨物）</p> <p>第四条の三 法第七条の二第四項（申告の特例を適用しない貨物）に規定する政令で定める貨物は、関税暫定措置法第七条の五第一項（生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置）に規定する生鮮等</p>

牛肉及び冷凍牛肉（同法第七条の八第一項（オーストラリア協定に基づく関税の譲許の適用の停止）に規定する生鮮等牛肉及び冷凍牛肉を含む。）並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二（省 略）

2 法第七条の九第一項（帳簿の備付け等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一 四（省 略）

五 第六十一条第一項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等（いずれも許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限る。）

六 十（省 略）

3 7（省 略）

（担保の解除）

第八条の四 税関長は、次に掲げる場合においては、直ちに担保を解除する手続をしなければならない。

一 七（省 略）

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率

法第十七条第二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は定率法第十八条第二項（再輸出減税）又は関税暫

定措置法第九条の二第三項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定により担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除若し

牛肉及び冷凍牛肉並びに同法第七条の六第一項（生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置）に規定する生きている豚及び豚肉等とする。

（帳簿の記載事項等）

第四条の十二 同上

2 同上

一 四 同上

五 第六十一条第一項第二号イに規定する締約国原産地証明書（許可済特例申告貨物に係る同号の便益の適用がある場合に限り。）

六 十 同上

3 7 同上

（担保の解除）

第八条の四 同上

一 七 同上

八 定率法第十三条第三項（製造用原料品の減税又は免税）（定率

法第十七条第二項及び定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）又は定率法第十八条第二項（再輸出減税）の規定に

より担保を提供した場合において、これらの条に規定する関税の軽減若しくは免除の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収さ

くは関税の譲許の便益の適用の条件が成就したとき、又はこれらの条件が成就しなかつた場合においてこれらの条の規定により関税が徴収されたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書等の提出を要しない。

4 5 7 (省 略)

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 (省 略)

2 (省 略)

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イ(1)に規定する締約国原産地証明

れたとき、若しくは関税が徴収されないこととなつたとき。

(外国貨物を置くことの承認の申請)

第三十六条の三 同上

2 同上

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。

4 5 7 同上

(外国貨物を置くこと等の承認の申請)

第五十一条の十二 同上

2 同上

3 第一項の承認を受けようとする者は、当該承認を受けようとする貨物につき第六十一条第一項第二号の便益の適用を受けようとする場合にあつては、当該承認の申請の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合には、その申請後その理由により相与と認められる期間内）に、同号イに規定する締約国原産地証明書

書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書又はオーストラリア協定原産品申告書等の提出を要しない。

457 (省 略)

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)に規定する政令で定める書類は、輸出申告若しくは輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者若しくは売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他税関長が輸出申告若しくは輸入申告の内容を確認するために必要な書類又は次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 (省 略)

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。))、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。))、経済上の連携に関する

を税関長に提出しなければならない。この場合においては、同条第四項の規定にかかわらず、当該貨物の輸入申告の際には、当該締約国原産地証明書の提出を要しない。

457 同 上

(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)

第六十一条 同 上

一 同 上

二 経済連携協定(新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(第六項において「シンガポール協定」という。))、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定(以下この号において「インドネシア協定」という。))、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定(以下この号において「東南アジア諸国連合協定」という。))、経済上の連携に関する

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定又は経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（以下この号において「オーストラリア協定」という。）をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（以下この号において「締約国原産品」という。）であることを証明した又は申告する書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの

(1) 当該貨物が締約国原産品であることを証明した書類（以下この号において「締約国原産地証明書」という。）

(2) 当該貨物がオーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるもの（以下この号において「オーストラリア原産品」という。）であることを申告する書類であつてオーストラリア協定第三・十六条の規定に基づき作成されたもの（第五項において「オーストラリア協定原産品申告書」という。）及び当該貨物の契約書、仕入書、価格表、総部品表、製造工程表その他の当該貨物がオーストラリア原産品であることを明らかにする書類（税関長がその提出の必要がないと認めるときを除く。）（第四項においてこれらの書類

る日本国とフィリピン共和国との間の協定、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定をいう。以下この号において同じ。）における関税についての特別の規定による便益を適用する場合 次に掲げる書類

イ 当該貨物が経済連携協定の規定に基づき当該経済連携協定の締約国の原産品とされるもの（口において「締約国原産品」という。）であることを証明した書類（税関長が貨物の種類又は形状によりその原産地が明らかであると認められた貨物（インドネシア協定又は東南アジア諸国連合協定における関税についての特別の規定による便益の適用を受けるものを除く。）及び課税価格の総額が二十万円以下の貨物に係るものを除く。以下この号において「締約国原産地証明書」という。）

を「オーストラリア協定原産品申告書等」という。）

ロ・ハ (省 略)

2・3 (省 略)

4 締約国原産地証明書、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書は、これらに係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。ただし、締約国品目証明書は、これに係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

5 締約国原産地証明書及びオーストラリア協定原産品申告書は、これらに係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給又は作成の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

6～8 (省 略)

ロ・ハ 同上

2・3 同上

4 締約国原産地証明書及び締約国品目証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告又は法第七十六条第一項ただし書（郵便物の輸出入の簡易手続）の検査その他郵便物に係る税関の審査の際（税関長が災害その他やむを得ない理由があると認める場合又は当該貨物につき法第七十三条第一項（輸入の許可前における貨物の引取り）に規定する税関長の承認を受ける場合には、その申告又は審査後相当と認められる期間内）に、提出しなければならぬ。ただし、締約国品目証明書は、その証明に係る貨物の課税価格の総額が二十万円以下である場合にあつては、税関長の求めがあつたときに提出すれば足りる。

5 締約国原産地証明書は、その証明に係る貨物の輸入申告の日（法第七十六条第一項に規定する郵便物にあつては、同条第三項の規定による提示の日）において、その発給の日から一年以上を経過したものであつてはならない。ただし、災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合においては、この限りでない。

6～8 同上

改 正 案

現 行

<p>（製造工場の承認手数料）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「定率法の承認」という。）<u>、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）に規定する工場の承認又は関税暫定措置法第九条の二第一項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する工場の承認（次項ただし書、第三項及び第四項において「暫定措置法の承認」という。）を受けた者が、定率法第十三条第八項（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）又は関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第一項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の工場の承認を受けた者が、当該工場の承認に際し、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五十五号。以下「定率法施行令」という。）<u>第九条第二項（製造が終了した場合の届出及び検査）（定率法施行令第四十九条において準用する場合を含む。）又は関税暫定措置法施行令（昭和三十五年政令第六十九号）第三十三条の七第二項（製造が終了した場合の届出及び検査）の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造等を行う者である場合には、定率法第十三条第八項又は関税暫</u></p>	<p>（製造工場の承認手数料）</p> <p>第八条 第三条第一項の規定は、定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）<u>又は定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）に規定する工場の承認を受けた者が、定率法第十三条第八項（製造工場の承認手数料）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により納付すべき手数料の額について、準用する。この場合において、第三条第一項中「許可の」とあるのは「承認の」と、「当該許可」とあるのは「当該承認」と、「係る保税工場」とあるのは「係る工場」と、「許可が」とあるのは「承認が」と読み替えるものとする。</u></p> <p>2 前項の工場の承認を受けた者が、当該工場の承認に際し、関税定率法施行令（昭和二十九年政令第五十五号。以下「定率法施行令」という。）<u>第九条第二項（定率法施行令第四十九条において準用する場合を含む。）の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造等を行う者である場合には、定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該検査一回ごとに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一の行政職</u></p>
---	---

定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、前項の規定にかかわらず、当該検査一回ごとに、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第一の行政職俸給表（一）に掲げる三級の職務にある者が当該検査の場所に往復する場合において国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により受けるべき旅費の額に相当する額とする。ただし、同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認及び暫定措置法の承認を併せて受けている者に対し、定率法施行令第九条第二項の規定による検査及び関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定による検査を併せて行うときは、定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額及び関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、それぞれその二分の一に相当する額とする。

3

同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について定率法の承認を受けた日以後当該定率法の承認の期間内に暫定措置法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が関税暫定措置法第九条の二第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日以前である場合

イ に掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ 当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積と当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積とを合算した面積（当該暫定措

俸給表（一）に掲げる三級の職務にある者が当該検査の場所に往復する場合において国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により受けるべき旅費の額に相当する額とする。

置法の承認を受けた工場の延べ面積及び当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積に重複する区域の面積が含まれている場合には、当該合算した面積から当該重複する区域の面積を控除した面積）

ロ 当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積

二 当該暫定措置法の承認の期間の末日が当該定率法の承認の期間の末日後である場合 同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

4

同一の又は隣接する敷地内に所在する工場について暫定措置法の承認を受けた日の翌日以後当該暫定措置法の承認の期間内に定率法の承認を併せて受けた者（定率法施行令第九条第二項又は関税暫定措置法施行令第三十三条の七第二項の規定により税関長が届出により必要な検査をするものとして指定した工場において製造を行う者を除く。）が定率法第十三条第八項の規定により納付すべき手数料の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする。

一 当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間の末日以前である場合 イに掲げる面積を延べ面積とみなして第一項の規定を適用した場合に得られる額からロに掲げる延べ面積を計算の基準として同項の規定を適用した場合に得られる額を控除した額に相当する額

イ 前項第一号イに掲げる面積

ロ 当該暫定措置法の承認を受けた工場の延べ面積

二 当該定率法の承認の期間の末日が当該暫定措置法の承認の期間

の末日後である場合 同日以前の期間について前号の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）及び同日後の期間について当該定率法の承認を受けた工場の延べ面積を計算の基準として第一項の規定を適用した場合に得られる額（同日の属する月については、日割により計算した額）を合算した額に相当する額

5| (省 略)

6| (省 略)

(手数料の納付の時期及び方法等)

第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第二百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）若しくは関税暫定措置法第九条の二第五項（オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

2 (省 略)

3 第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は前条第一項、第三項若しくは第四項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第二項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項、定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等）若しくは関税暫

3| 同上
4| 同上

(手数料の納付の時期及び方法等)

第九条 第一条、第五条、第七条又は前条第二項に規定する手数料は、法第二十条第一項（不開港への出入）若しくは法第六十九条第二項（貨物の検査場所）に規定する許可、法第二百二条第一項及び第四項（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の規定による交付又は定率法第十三条第五項（製造用原料品の減税又は免税）（定率法第十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する検査を受けようとする都度、納付しなければならない。

2 同上

3 第二条から第四条まで又は前条第一項に規定する手数料は、一月分ごとに納付するものとし、毎月末日までに翌月分を納付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項（保税蔵置場の許可）、法第五十六条第一項（保税工場の許可）、法第六十二条の二第二項（保税展示場の許可）若しくは法第六十二条の八第一項（総合保税地域の許可）の規定による許可又は定率法第十三条第一項（製造用原料品の減税又は免税）若しくは定率法第十九条第一項（輸出貨物の製造用原料品の減税又は免税）の規定による承認の日の属する月

定措置法第九条の二第一項の規定による承認の日の属する月分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならぬ。

4 (省 略)

(災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)

第十三条の四 法第二百二条の二第五項(災害による手数料の還付、軽減又は免除)の表(以下この項及び次項において「関税法の表」という。)の第五号の上欄に規定する政令で定める施設は製造工場とし、関税法の表の同号の中欄に規定する政令で定める行政処分は次の表の上欄に掲げる行政処分とし、関税法の表の同号の下欄に規定する政令で定める規定は次の表の下欄に掲げる規定とする。

<p>定率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>
<p>定率法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税等)の規定に基づく承認</p>	<p>同条第二項において準用する定率法第十三条第八項</p>
<p>関税暫定措置法第九条の二第一項(オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用)の規定に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>

分については、その許可又は承認の日から十日以内に納付しなければならない。

4 同上

(災害による保税蔵置場に係る許可に係る手数料等の還付、軽減又は免除等)

第十三条の四 法第二百二条の二第五項(災害による手数料の還付、軽減又は免除)の表(以下この項、次項及び第六項において「関税法の表」という。)の第五号の上欄に規定する政令で定める施設は製造工場とし、関税法の表の同号の中欄に規定する政令で定める行政処分は次の表の上欄に掲げる行政処分とし、関税法の表の同号の下欄に規定する政令で定める規定は次の表の下欄に掲げる規定とする。

<p>定率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定に基づく承認</p>	<p>同条第八項</p>
<p>定率法第十九条第一項(輸出貨物の製造用原料品の減税、免税又は戻し税)の規定に基づく承認</p>	<p>同条第二項において準用する定率法第十三条第八項</p>

2 法第二百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（第四項において「申請者」という。）は、財務大臣が法第二条の三第一項（災害による期限の延長）の規定により特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、関税法の表の各号の中欄に掲げる行政処分（以下この条において「行政処分」という。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする関税法の表の当該各号の上欄に掲げる施設（以下この条において「施設」という。）に關する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

一〇五 (省 略)

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する特定災害に係る指定地域（法第二条の三第一項に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。）に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限る。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号（第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。）又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に

2 法第二百二条の二第五項（災害による手数料の還付、軽減又は免除）の規定により同項に規定する手数料の額に相当する金額の還付を受けようとする者（第四項において「申請者」という。）は、財務大臣が法第二条の三第一項（災害による期限の延長）の規定により特定災害により相当な被害を受けた地域を指定した日から二月を経過する日までに、関税法の表の各号の中欄に掲げる行政処分（以下この条において「行政処分」という。）に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする関税法の表の当該各号の上欄に掲げる施設（以下この条において「施設」という。）に關する次に掲げる事項を記載した書面に、その額に相当する金額の還付を受けようとする当該手数料を納付したことを証する書類及び第四号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付した税関長に提出しなければならない。

一〇五 同 上

3 税関長は、前項の規定による書面（同項の規定により添付すべき書類を含む。以下この項において同じ。）の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料に相当する額の還付を受けようとする施設が前項に規定する特定災害に係る指定地域（法第二条の三第一項（災害による期限の延長）に規定する指定地域をいう。第六項において同じ。）に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料（その納付期限が当該書面の提出の日において到来しているものに限る。）の納付額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号（第八条第一項において準用する場合を含む。第六項第二号において同じ。）又は第四条第一項各号

応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該特定災害が発生した日が属する月の月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4 (省 略)

5 法第百二条の二第五項の規定により同項に規定する手数料の軽減又は免除を受けようとする者は、当該軽減又は免除を受けようとする月分の手数料の納付期限の十日前までに、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設に関する次に掲げる事項を記載した書面に、第三号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付すべき税関長に提出しなければならない。

一五 (省 略)

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該施設に係る行政処分に係る手数料の額のうち、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める額を軽減し、又は免除するものとする。

に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額に相当する金額を還付するものとする。この場合において、手数料の納付額に当該特定災害が発生した日が属する月の月分の手数料の額が含まれているときは、同月分については、当該特定災害が発生した日から当該特定災害が発生した日が属する月の末日までの期間に相当する分として日割により計算した額に相当する金額を還付するものとする。

4 同 上

5 法第百二条の二第五項（災害による手数料の還付、軽減又は免除）の規定により同項に規定する手数料の軽減又は免除を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、当該軽減又は免除を受けようとする月分の手数料の納付期限の十日前までに、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設に関する次に掲げる事項を記載した書面に、第三号に掲げる事項を証する書類がある場合には当該書類を添付して、これを当該手数料を納付すべき税関長に提出しなければならない。

一五 同 上

6 税関長は、前項の規定による書面の提出があつた場合において、その行政処分に係る手数料の軽減又は免除を受けようとする施設が第二項に規定する特定災害に係る指定地域に所在しており、かつ、当該特定災害により損傷したため業務の遂行に支障が生じていると認めるときは、申請者が関税法の表の各号の下欄に掲げる規定により納付すべき手数料として第二条第一項、第三条第一項（第八条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四条第一項の規定により計算される額（第二条第四項の規定により手数料の額が軽減される場合にあつては同条第一項の規定により計算される額から同条第四項の規定により軽減される額を控除した額とし、第三条第三項の規定により手数料の額が軽減される場合

<p>2 (省略)</p>	<p>一 (省略)</p> <p>二 当該特定災害により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 当該施設に係る行政処分に係る手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額</p> <p>(手数料の前納等)</p> <p>第十四条 第二条第一項、第三条第一項、第四条第一項又は第八条第一項、第三項若しくは第四項に規定する手数料は、第九条第三項又は第四項の規定にかかわらず、二月分以上を前納することができる。</p>
<p>2 同上</p>	<p>一 同上</p> <p>二 当該特定災害により損傷したため業務の一部についてその遂行に支障が生じていると認める施設 当該施設に係る行政処分に係る納付すべき手数料の額と、基準面積から損傷面積を控除して得た面積を当該施設の延べ面積とみなして第二条第一項各号、第三条第一項各号又は第四条第一項各号に掲げる延べ面積の区分に応じ手数料を納付するとした場合の当該手数料の額との差額</p> <p>(手数料の前納等)</p> <p>第十四条 第二条から第四条まで又は第八条第一項に規定する手数料は、第九条第三項又は第四項の規定にかかわらず、二月分以上を前納することができる。</p>

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章 暫定税率（第一条―第六条の二）</p> <p>第二章 航空機部分品等の免税（第七条―第十条）</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十一条―第十九条）</p> <p>第三章の二 経済連携協定（第十九条の二・第十九条の三）</p> <p>第四章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第二十条―第二十四条）</p> <p>第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 軽減税率等（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用（第三十三条の二―第三十三条の十一）</p> <p>第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第八章 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例等（第三十八条―第四十三条）</p> <p>第九章 雑則（第四十四条・第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法）</p> <p>第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること、法第七条の六第四項第一号に規定する第二項に係る発動日若しくは重複期間の開始の日前において本邦に向けて送り出された生きている豚及び豚肉等であること又は法第七条の八第二項に規定する発動日前において本邦に向け</p>	<p>目次</p> <p>第一章 暫定税率（第一条―第六条の二）</p> <p>第二章 航空機部分品等の免税（第七条―第十条）</p> <p>第三章 特別緊急関税等（第十一条―第十九条）</p> <p>第三章の二 経済連携協定（第十九条の二）</p> <p>第四章 加工又は組立てのため輸出された貨物を原材料とした製品の減税（第二十条―第二十四条）</p> <p>第五章 特惠関税等（第二十五条―第三十一条）</p> <p>第六章 軽減税率等（第三十二条・第三十三条）</p> <p>第七章 減免税物品の用途外使用等（第三十四条―第三十七条）</p> <p>第八章 国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例等（第三十八条―第四十三条）</p> <p>第九章 雑則（第四十四条・第四十五条）</p> <p>附則</p> <p>（発動日前において本邦に向けて送り出された物品の確認方法）</p> <p>第十三条 法第七条の三第二項第六号に規定する発動日前において本邦に向けて送り出された物品であること又は法第七条の六第四項第一号に規定する第二項に係る発動日又は重複期間の開始の日前において本邦に向けて送り出された生きている豚及び豚肉等であること</p> <p>の確認は、当該物品又は当該生きている豚及び豚肉等に係る船荷証</p>

て送り出された生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉であることの確認は、当該物品、当該生きている豚及び豚肉等又は当該生鮮等牛肉若しくは冷凍牛肉に係る船荷証券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十六年における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十五年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第

券その他これに類する書類に記載されている事項により行うものとする。

(輸入数量の算出方法)

第十四条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第一項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の輸入申告（関税法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請（以下この項及び第二十八条において「蔵入れ申請等」という。）がされた物品にあつては当該蔵入れ申請等とし、同法第七十六条第一項（郵便物の輸出入の簡易手続）に規定する郵便物にあつては同条第三項の規定による提示とする。）に係る数量として、同法第二百一条第一号（証明書類の交付及び統計の閲覧等）の統計（以下この条、次条、第十八条及び第十九条において「貿易統計」という。）に計上される数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該物品に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を、当該数量が貿易統計に計上される方法に準じて月ごとに集計し、これを順次加算する方法により算出した数量とする。ただし、平成二十六年における法第七条の三第一項に規定する輸入数量を算出する場合において、当該年度の前年度において同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたものがあるときは、当該適用をしなかつたもの（平成七年度から平成二十五年までの各年度の初日から当該各年度の発動日（同項に規定する発動日をいう。）が属する月の前々月の末日までに関税法第

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十六年年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定による輸入割当て（第十六条において単に「輸入割当て」という。）の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

（国内消費量の統計）

第十五条 法第七条の三第七項（法第七条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める統計は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計、貿易統計又は財務省令で定める統計とする。

（国内消費量の算出方法）

第十六条 法第七条の三第七項の規定により算出する同条第四項に規定する国内消費量は、前条に規定する統計の数量及び当該数量に輸入割当ての実績その他の事項を勘案して合理的と認められる調整を加えて得た数量を基礎として算出するものとする。

四十三条の三第一項（同法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第六十二条の十の規定による承認を受けたものを除く。）の数量を平成二十六年年度における法第七条の三第一項に規定する輸入数量に加算するものとする。

2 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第四項に規定する輸入数量は、法の別表第一の六に掲げる物品の貿易統計に計上された同項に規定する各年ごとの数量（同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品にあつては、当該数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）とする。ただし、これにより難い物品がある場合における当該物品に係る輸入数量については、当該物品に係る同条第四項に規定する各年ごとの輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第九条第一項の規定による輸入割当て（第十六条において単に「輸入割当て」という。）の実績その他の輸入に関する数量に合理的と認められる調整を加えて得た数量とする。

（国内消費量の統計）

第十五条 法第七条の三第六項（法第七条の六第六項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める統計は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計、貿易統計又は財務省令で定める統計とする。

（国内消費量の算出方法）

第十六条 法第七条の三第六項の規定により算出する同条第四項に規定する国内消費量は、前条に規定する統計の数量及び当該数量に輸入割当ての実績その他の事項を勘案して合理的と認められる調整を加えて得た数量を基礎として算出するものとする。

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度中における輸入数量(同項に規定する当該年度中における協定対象外輸入数量を含む。)を、同条第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、当該協定対象外輸入数量を算出する場合について準用するときは、第十四条第一項中「計上される数量」とあるのは、「計上される数量(以下この項において「統計計上数量」という。)(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日(以下この項において「協定発効日」という。)の属する月においては、生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の統計計上数量(協定発効日前の期間のオーストラリアを原産地とするものに係る統計計上数量(同月の初日から協定発効日前までの期間に相当する分として日割により計算した数量)と協定発効日以降の期間の同協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることを第十八条の二で定めるところにより税関長が認めたものに係る統計計上数量との合計数量及び法第八条の六第二項の譲許の便益の適用を受けるものに係る統計計上数量を除く。)とする。」と読み替えるものとする。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

(オーストラリア協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものの確認方法)

第十八条の二 法第七条の五第一項第一号に規定する経済上の連携に

(生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法)

第十八条 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度中における輸入数量を、法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。

2 法第七条の五第二項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する法第七条の五第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定する当該年度の前年度中における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量を順次加算する方法により算出した数量とする。

関する日本国とオーストラリアとの間の協定の規定に基づきオーストラリアの原産品とされるものであることの確認は、関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第六十一条第一項第二号イ（輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等）に掲げる書類（同号ロに規定する場合に該当する場合には、同号ロに掲げる書類を含む。）に記載されている事項により行うものとする。

2 関税法施行令第六十一条第四項本文、第五項、第七項及び第八項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項中「、オーストラリア協定原産品申告書等及び締約国品目証明書」とあるのは「及びオーストラリア協定原産品申告書等」と、「輸入申告」とあるのは「輸入申告（法第四十三条の三第一項（外国貨物を置くことの承認）（法第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は法第六十二条の十（外国貨物を置くこと等の承認）の承認の申請がされる物品にあつては当該申請）」と読み替えるものとする。

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とある

（豚肉等の輸入数量等の算出方法）

第十九条 第十四条第一項の規定は、法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度中における輸入数量を、同条第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。この場合において、第十四条第一項中「同表第一三項、第一四項、第一四の二項及び第二一項に掲げる物品」とあるのは「法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚」と、「当該物品に係る数量」とあるのは「当該生きている豚に係る数量」と、「法第七条の三第一項に規定する輸入数量」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量」と、「同表に掲げる物品のうち同条第二項第六号の規定により同条第一項の規定の適用をしなかつたもの」とある

のは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の第三項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度の前年度までの過去三年度又は当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は貿易統計に計上された年ごとの数量とする。

3 第十六条の規定は、法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する場合について準用する。

（経済連携協定）

第十九条の二 法第七条の七第一項の政令で定める国際約束は、次のとおりとする。

一〇十三 （省 略）

十四 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の算出方法）

（オーストラリア原産品である生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の輸入数量の算出方法）

のは「同条第四項第一号の規定により同条第二項又は第三項の規定の適用をしなかつたもの」と、「同項に規定する発動日」とあるのは「同条第二項に規定する第二項に係る発動日又は同条第四項第一号に規定する重複期間の開始の日」と、「法第七条の第三項に規定する輸入数量に」とあるのは「法第七条の六第二項に規定する輸入数量に」と読み替えるものとする。

2 法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する法第七条の六第一項又は第二項に規定する生きている豚又は豚肉等のこれらの規定に規定する当該年度の前年度までの過去三年度又は当該年度の初日の属する年の前年までの過去三年における輸入数量は、貿易統計に計上された月ごとの数量（当該生きている豚にあつては、当該豚に係る数量を財務省令で定めるところにより換算して得た数量。以下この項において同じ。）を順次加算する方法により算出した数量又は貿易統計に計上された年ごとの数量とする。

3 第十六条の規定は、法第七条の六第五項において準用する法第七条の三第四項に規定する国内消費量を、法第七条の六第六項において準用する法第七条の三第六項の規定により算出する場合について準用する。

（経済連携協定）

第十九条の二 同 上

一〇十三 同 上

第十九条の三 第十四条第一項本文の規定は、法第七条の八第三項において準用する法第七条の三第七項の規定により算出する法第七条の八第一項に規定する生鮮等牛肉又は冷凍牛肉の同項に規定するその年度における輸入数量について準用する。

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税法第十四条第十号ただし書(無条件免税)に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額(同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。)に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。)に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二 (省略)

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 法第九条第一項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

(加工又は組立てに係る製品の減税の額)

第二十一条 法第八条第一項に規定する課税価格に相当するものとして政令で定めるところにより算出する価格は、原材料貨物に係る関税法施行令(昭和二十九年政令第百五十号)第五十九条の二(申告すべき数量及び価格)に規定する本邦の輸出港における本船甲板渡し価格に百分の百六を乗じて得た価格(以下この条において「課税価格相当価格」という。)とし、同項の規定による関税の軽減額は、同項の規定により算出した額の全額とする。ただし、原材料貨物が関税法第十四条第十号ただし書(無条件免税)に規定する貨物又は製品に該当する場合には、当該関税の軽減額は、法第八条第一項に規定する製品の関税の額(同項の規定による関税の軽減を受けないとした場合の額をいう。)に、第一号の金額から第二号の金額を控除した金額の当該製品の課税価格(数量を課税標準として関税を課する貨物にあつては、関税法第四条から第四条の九までの規定に準じて算出した価格。以下この条、第二十三条、第二十七条第一項第二号、第三十一条第三項及び第四項並びに第三十二条第一項第十七号において同じ。)に対する割合を乗じて算出した額とする。

一・二 同上

(軽減税率等の適用について手続を要する物品の指定)

第三十二条 同上

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
若しくは幼児又は関税込率法施行令第六十五条(児童福祉施設の指定)に規定する児童福祉施設の児童の給食の用に供するもの(次条第二項第一号において「学校等給食用のもの」という。)

二 二七 (省 略)

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品とする。

一 関税率表第〇四〇六・一〇号に掲げるフレッシュチーズ及びカード(いずれも乾燥固形分が全重量の四十八パーセント以下のもの(一個の重量が四グラム以下の細片にし、冷凍し、かつ、正味重量が五キログラムを超える直接包装にしたものに限る。))を除く。)、関税率表第〇四〇六・四〇号に掲げるブルーベインドチーズ及びその他のペニシリウム・ロックフォルティにより得られる模様を含むチーズ並びに関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち、関税割当制度に関する政令(昭和三十六年政令第五十三号)別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの、プロセスチーズの原料として使用するもの

二 関税率表第〇四〇六・九〇号に掲げるその他のチーズのうち関

一 法の別表第一第〇四〇二・一〇号の二の(1)及び第〇四〇二・二一号の二の(1)に掲げるミルク及びクリームのうち小学校、中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)、夜間において授業を行う課程(以下この号において「夜間課程」という。)を置く高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下この号において同じ。)、特別支援学校若しくは幼稚園の児童、生徒(夜間課程を置く高等学校にあつては、当該夜間課程において行う教育を受ける生徒に限る。)
若しくは幼児又は関税込率法施行令第六十五条に規定する児童福祉施設の児童の給食の用に供するもの(次条第二項において「学校等給食用のもの」という。)

二 二七 同 上

2 法第九条第二項に規定する政令で定める物品は、関税率表第二〇二・九〇号の二の(1)に掲げるトマトピューレー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するものとする。

税割当制度に関する政令別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、シュレッドチーズの原料として使用するもの

三 関税率表第一七〇一・一四号の二に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のもの（乾燥状態において、全重量に対するしよ糖の含有量が、検糖計の読みで九十九・三度未満に相当するものであり、かつ、農林水産省令で定める方法により精製するものに限る。）

四 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げるココアを含有する調製食料品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、チョコレート

の原料として使用するもの
五 関税率表第二〇〇二・九〇号の二の(一)に掲げるトマトピューレ
ー及びトマトペーストのうちトマトケチャップその他のトマトソースの製造に使用するもの

（軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一・二 （省 略）

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号並びに同条第二項第一号及び第二号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
2 前項の書面を提出する場合において、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に掲げる証明書を当該書面に添付しなければならない

（軽減税率等の適用についての手続等）

第三十三条 前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について、法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする者は、当該物品の輸入申告（特例申告貨物にあつては、特例申告）の時までに、次に掲げる事項を記載した書面を税関長に提出しなければならない。

一・二 同 上

三 当該物品（前条第一項第一号、第五号、第七号及び第十六号に掲げるものを除く。）から製造される製品の品名及びその予定数量並びにその製造の予定期間
2 前項の書面を提出する場合において、当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであると

ない。

一 当該物品が前条第一項第一号に掲げるミルク及びクリームのうち学校等給食用のものであるとき その旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書

二 当該物品が前条第一項第十六号に掲げる重油及び粗油であるとき その旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書

三 当該物品が前条第二項第三号に掲げるその他の甘しや糖のうち精製用のものであるとき その旨を記載した農林水産大臣の証明書

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項各号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四

きはその旨を記載した文部科学大臣又は厚生労働大臣の証明書、当該物品が同項第十六号に掲げる重油及び粗油であるときはその旨を記載した農林水産大臣又は経済産業大臣の証明書を当該書面に添付しなければならない。

3 第八条第二項の規定は、前条第一項各号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受けようとする場合における当該物品の輸入申告について準用する。この場合において、第八条第二項中「物品を使用する者」とあるのは、当該物品が前条第一項第一号に掲げる物品であるときは「物品の配分を行う者」と、当該物品が同項第二号、第三号又は第九号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は物品を販売する者」と、当該物品が同項第七号に掲げる物品であるときは「物品を使用する者又は当該物品を使用する者に対し当該物品を販売する者」と、当該物品が同項第十六号に掲げる物品であるときは「物品を販売する者」と読み替えるものとする。

4 第九条及び第十条の規定は、前条第一項第四号から第六号までに掲げる物品、同項第八号に掲げる物品のうちコンフレークの製造に使用するもの以外のもの若しくは同項第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品につい

号若しくは第五号に掲げる物品について法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項第一号、第二号、第四号若しくは第五号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
15 (省 略)

16 法第九条第二項の譲許の便益の適用を受けた前条第二項第三号に掲げる物品の輸入者及び当該物品を精製用に使用する者は、これらの者の事業場に次に掲げる事項を記載した帳簿を備えなければならぬ。

一 受け入れた当該物品の受入年月日及び受入先（当該物品の輸入者にあつては、輸入の許可の年月日及び許可書の番号）、規格、数量並びに使用年月日及び使用場所（蔵置場が異なる場合は、蔵置場を含む。）

二 当該物品を精製用に使用する者にあつては、次に掲げる事項
イ 使用した当該物品の数量又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日

ロ 当該物品から製造した製品及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

ハ 事業場から出した当該物品、当該製品及びその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

17 税関長は、必要があると認めるときは、前項の物品の輸入者又は

て法第九条第一項の軽減税率又は同条第二項の譲許の便益の適用を受ける場合について準用する。この場合において、第九条第四号中「当該用途に供した年月日」とあるのは、当該物品が前条第一項第四号、第五号、第八号、第十号から第十五号まで若しくは第十七号に掲げる物品又は同条第二項に規定する物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量」と、当該物品が同条第一項第六号に掲げる物品であるときは「当該用途に供した年月日並びに当該物品から製造した製品の品名及び数量並びに当該製品の販売年月日、販売先及び販売数量」と読み替えるものとする。

5
5
15 同 上

当該物品を精製用を使用する者に対し、当該物品についての業務に関する報告書の提出を求めることができる。

第六章の二 オーストラリア協定に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用

(飼料の指定)

第三十三条の二 法第九条の二第一項に規定する飼料のうち政令で定めるものは、飼料以外の用途に適さないもので、財務省令で定める規格を備える配合飼料又は単一の原料品から成る飼料で財務省令で定める規格を備えるものとする。

(譲許の便益の適用をしない製造)

第三十三条の三 法第九条の二第一項各号に掲げる原料品の数量に対する飼料の数量の割合がその製造の方法、工場の設備その他の事情を勘案して合理的と認められる割合を下るときは、その下る部分に対応する数量の原料品については、当該各号に規定する製造がされなかつたものとみなす。

(製造工場の承認申請手続)

第三十三条の四 法第九条の二第一項に規定する製造工場についての承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を当該製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 一 当該製造工場の名称、所在地、構造及び延べ面積
- 二 当該製造工場について承認を受けようとする期間
- 三 当該製造工場において法第九条の二第一項の規定による関税の譲許の便益の適用を受けて使用しようとする原料品の品名

四 当該製造工場において前号の原料品を使用して行おうとする製

造の方法及び計画並びに当該製造による製品の品名

- 2 前項の申請書には、承認を受けようとする製造工場及びその付近の図面を添付しなければならない。ただし、税関長がその添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。

(製造用原料品に係る譲許の便益の適用の手続)

- 第三十三条の五 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けようとする者は、その譲許の便益の適用を受けようとする原料品の輸入申告(特例申告貨物にあつては、特例申告)の際に、その品名及び数量、その製品の品名及び予定数量、承認を受けた製造工場の名称及び所在地、当該原料品を置く場所並びに製造の期間を記載した書面をその輸入地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 2 前項の原料品の輸入申告は、法第九条の二第一項に規定する承認を受けた製造者の名をもつてしなければならない。

(同種の原料品を混用する場合の手続)

- 第三十三条の六 法第九条の二第四項の規定により税関長の承認を受けようとする者は、製造用原料品(同項に規定する製造用原料品をいう。以下同じ。)にこれと同種の他の原料品を混じて使用する前に、これらの原料品の品名及び数量を記載した申請書をこれらの原料品を使用する製造工場の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請書の提出は、製造用原料品及びこれに混じて使用しようとする同種の原料品の性質、製造の工程その他の事情により税関長がその都度の申請の必要がないと認める場合においては、一定期間内の製造に関して一括して行うことができる。この場合においては、同項に規定する記載事項のうち税関長が必要がないと

認めるものの記載を省略することができる。

(製造が終了した場合の届出及び検査)

第三十三条の七 法第九条の二第五項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面で製造工場の所在地の税関にしなければならない。

一 製造用原料品による製品及び副産物の品名及び数量

二 使用した製造用原料品の品名及び数量並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号(特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。)

三 前号の製造用原料品にこれと同種の他の原料品を混じて使用したときは、その同種の他の原料品の品名及び数量並びに当該原料品の使用について法第九条の二第四項の規定による承認を受けた年月日

四 製造工場の名称及び所在地

2 製造用原料品による製造をした者は、税関長が法第九条の二第一項に規定する製造工場の承認をするに際し、その者の使用する原料品及びその製品の種類、製造の方法、製造の期間その他の事情を勘案して、同条第五項の規定による届出により必要な検査をするものとして指定した製造工場において当該製造をした者であるときは当該届出により必要があるとされるごとに、その他の製造工場において当該製造をした者であるときは税関長の必要と認める時期に、それぞれその製品について検査を受けなければならない。

3 税関は、法第九条の二第五項の規定による届出により検査をしたときは、製品検査書をその届出をした者に交付するものとする。

(製造用原料品の用途外使用等の承認申請手続)

第三十三条の八 法第九条の二第六項ただし書の税関長の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書とその承認を受けようとする製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 当該製造用原料品の品名、数量及び価格

二 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

三 当該製造用原料品について関税の譲許の便益の適用を受けた用途及びその置かれている場所

四 承認を受けようとする理由

（製造用原料品等の亡失又は滅却の場合の手續）

第三十三条の九 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者（次条の届出書に係る製造用原料品の譲渡を受けた者を含む。以下この章において同じ。）は、その製造用原料品又はその製品が同項に規定する期間内に災害その他やむを得ない理由により亡失したときは、遅滞なく、その亡失した製造用原料品又はその製品の品名及び数量、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに亡失した年月日、場所及び理由を記載した届出書とその置かれていた場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。ただし、当該製品が法第九条の二第五項に規定する検査を受けた後に亡失した場合は、この限りでない。

2 法第九条の二第七項ただし書に規定する滅却についての承認を受けようとする者は、滅却しようとする製造用原料品又は製品の品名及び数量、その置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る

税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）並びに滅却の日時、方法及び理由を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

3 法第九条の二第七項ただし書において準用する関税率法第十条第一項（変質、損傷等の場合の減税又は戻し税等）の規定により関税の軽減を受けようとする者は、その軽減を受けようとする原料品又は製品を法第九条の二第一項各号に規定する製造に使用する用途以外の用途に供し、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡する前に、関税率法施行令第三条第一項各号（変質又は損傷による減税の手続）に掲げる事項のほか、当該原料品又は製品が置かれている場所、当該原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）を記載した申請書をその置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出して、当該原料品又は製品につき税関の検査を受けなければならない。

（製造用原料品の譲渡の場合の届出）

第三十三条の十 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、当該関税の譲許の便益の適用を受けた製造用原料品を、同項に規定する期間内に、同項の規定により税関長の承認を受けている他の製造工場において同項各号に規定する製造に使用する用途に供するため譲渡しようとするときは、あらかじめ、当該譲渡を受けようとする者と連署して、次に掲げる事項を記載した届出書を当該製造用原料品が置かれている場所の所在地を所轄する税関長に提出しなければならない。

一 譲渡人及び譲受人の住所及び氏名又は名称

二 当該製造用原料品の品名及び数量並びに税関の監督の下で飼料の原料として使用することを要件としない税率により計算した関税の額と法第九条の二第一項に規定する譲許の便益による税率により計算した関税の額の差額に相当する額

三 当該製造用原料品の輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

四 当該製造用原料品が置かれている場所

五 譲渡しようとする先の製造工場の名称及び所在地

六 譲渡しようとする理由

（製造用原料品に関する記帳義務）

第三十三条の十一 法第九条の二第一項の規定により関税の譲許の便益の適用を受けた者は、製造工場ごとに帳簿を備え、これに次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 製造工場に入れた製造用原料品の品名及び数量、その入れた年月日並びにその輸入の許可に係る税関、その許可の年月日及び輸入の許可書の番号（特例申告貨物にあつては、特例申告書の提出の年月日及び特例申告書の番号を含む。）

二 使用した製造用原料品又はこれに混じて使用した同種の他の原料品の品名及び数量並びにその使用の年月日

三 製造用原料品を使用してできた製品（以下この項において「製品」という。）及びその副産物の品名及び数量並びにその製造の年月日

四 法第九条の二第五項の規定による検査を受けた製品又はその副産物の品名及び数量並びにその検査の年月日

五 製造工場から出した製造用原料品、製品又はその副産物の品名及び数量並びにその出した先及びその年月日

六 製造工場において亡失し、又は滅却された製造用原料品、製品又はその副産物があるときは、その品名及び数量並びに亡失又は滅却の年月日、場所及び事由

2 税関長は、製造用原料品の数量、製造の期間その他の事情により前項各号に掲げる事項を記載させる必要がないと認めるときは、その必要がないと認める事項の記載を省略させることができる。

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 法第十三条第二項に規定する政令で定める貨物は、次に掲げる貨物に該当する外国貨物を原料として製造された貨物とする。

一〇十二 (省略)

十三 関税率表第一〇・〇一項及び第一〇・〇三項に掲げる貨物のうち法第九条の二第一項の規定の適用を受けないもの並びに関税率表第一〇・〇六項及び第一〇〇八・六〇号の二に掲げる貨物

十四 関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる貨物のうち、関税率法第十三条第一項(製造用原料品の減税又は免税)の規定の適用を受けないもの

十五〇三十三 (省略)

(国際物流拠点産業集積地域に係る課税物件の確定に関する特例を適用しない貨物)

第三十八条 同上

一〇十二 同上

十三 関税率表第一〇・〇一項、第一〇・〇三項、第一〇・〇六項及び第一〇〇八・六〇号の二に掲げる貨物

十四 関税率表第一〇〇五・九〇号の二に掲げる貨物のうち、関税率法第十三条第一項の規定の適用を受けないもの

十五〇三十三 同上

○ 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（第四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号イ（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 （省 略）

二 次に掲げる教示、通知、交付又は諾否の応答に関する業務

イ〜ヘ （省 略）

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七一号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〜八 （省 略）

2〜7 （省 略）

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号

手

続

現 行

（輸出入等関連業務の範囲）

第一条 同 上

一 同 上

二 同 上

イ〜ヘ 同 上

ト 別表第三号、第六号、第一一号、第一五号、第一六号、第一八号、第一九号、第二一号から第二五号まで、第二七号、第二九号、第二九号の三、第二九号の四、第三〇号から第三五号まで、第三七号から第四〇号まで、第四二号の二、第四三号、第四五号、第四六号、第五〇号、第五一号の三、第五三号の二、第五四号の二、第五五号、第五五号の三、第五七号、第五八号から第六一号の二まで、第六二号から第六三号の二まで、第六四号、第七一号、第七一号の二、第七三号、第七四号、第七五号、第七八号から第八五号まで、第八七号、第九〇号、第九〇号の二、第九一号の二又は第九三号に規定する申請若しくは申請書の提出又は申告に対する諾否の応答

三〜八 同 上

2〜7 同 上

別表（第一条、第三条、第四条関係）

番号

手

続

一	～	(省略)
四一	四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)に規定する原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)、同項第二号イ(1)に規定する締約国原産地証明書(以下「締約国原産地証明書」という。)(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告(以下「原産地申告」という。))を除く。及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。)の提出
四二	四一	同上
四二	四一	同上
二	二	(省略)
五三の二	五三の二	同上
五三の三	五三の三	関税法施行令第三十六条の三第二項(外国貨物を置くこととの承認の申請)の規定による書類(原産地証明書を除く。)(の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書(原産地申告に限る。))若しくは同令第六十一条第一項第二号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書等(以下「オーストラリア協定原産品申告書等」という。))の提出、同令第三十六条の三第四項の規定によ

一	～	同上
四一	四二	関税法第六十八条(輸出申告又は輸入申告に際しての提出書類)の規定による書類(関税法施行令第六十一条第一項第一号(輸出申告又は輸入申告の内容を確認するための書類等)に規定する原産地証明書(以下「原産地証明書」という。)、同項第二号イに規定する締約国原産地証明書(以下「締約国原産地証明書」という。)(経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告(以下「原産地申告」という。))を除く。及び同号ハに規定する締約国品目証明書を除く。)の提出
四二	四一	同上
四二	四一	同上
二	二	(省略)
五三の二	五三の二	同上
五三の三	五三の三	関税法施行令第三十六条の三第二項(外国貨物を置くこととの承認の申請)の規定による書類(原産地証明書を除く。)(の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書(原産地申告に限る。))の提出、同条第四項の規定による同令第六十一条第一項第二号ロに規定する運送要件証明書(以下「運送要件証明書」という。))の提出又は同令第三十六条の三第七項の規定による証明

<p>る同号口に規定する運送要件証明書（以下「運送要件証明書」という。）の提出又は同条第七項の規定による証明</p>	<p>五四 ～ （省略）</p>	<p>五五 関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二項の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）若しくはオーストラリア協定原産品申告書等の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による証明又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出</p>	<p>五五の 二 ～ （省略）</p>	<p>五六の 関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）若しくはオーストラリ</p>	<p>二 五六の</p>
--	--------------------------	---	---------------------------------	---	------------------

<p>五四 ～ 同上</p>	<p>五五 関税法施行令第五十条の二（保税蔵置場についての規定の準用）において準用する同令第三十六条第一項の規定による申請書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第二項の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第四項の規定による運送要件証明書の提出、同令第五十条の二において準用する同令第三十六条の三第七項の規定による証明又は同令第五十条の二において準用する同令第三十九条第二項の規定による届出</p>	<p>五五の 二 ～ 同上</p>	<p>五六の 関税法施行令第五十一条の十二第二項（外国貨物を置くこと等の承認の申請）の規定による書類（原産地証明書を除く。）の添付、同条第三項の規定による締約国原産地証明書（原産地申告に限る。）の提出、同条第四項の</p>	<p>二 五六の</p>
------------------------	---	-------------------------------	---	------------------

<p>ア協定原産品申告書等の提出、同条第四項の規定による 運送要件証明書の提出又は同条第七項の規定による証明</p>	<p>五七 ～ 七一 (省 略)</p>	<p>七一の 二 関税暫定措置法第九条の二第五項（オーストラリア協定 に基づく製造用原料品に係る譲許の便益の適用）の規定 による届出、同条第六項ただし書の規定による承認の申 請又は同条第七項ただし書の規定による承認の申請</p>	<p>七一の 三 (省 略)</p>	<p>七二 ～ 七三 (省 略)</p>	<p>七三の 二 関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（軽減税率等の 適用についての手続等）の規定による書面の提出及び同 条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第 八項、第十三項、第十五項若しくは第十七項の規定によ る報告書の提出</p>	<p>七三の 三 関税暫定措置法施行令第三十三条の五第一項（製造用原 料品に係る譲許の便益の適用の手続）の規定による書面 の提出</p>	<p>七三の 四 関税暫定措置法施行令第三十三条の十（製造用原料品の 譲渡の場合の届出）の規定による届出書の提出</p>	<p>七四 ～ 一〇一 (省 略)</p>
<p>規定による運送要件証明書の提出又は同条第七項の規定 による証明</p>	<p>五七 ～ 七一 同上</p>	<p>七一の 二 同上</p>	<p>七一の 三 同上</p>	<p>七二 ～ 七三 同上</p>	<p>七三の 二 関税暫定措置法施行令第三十三条第一項（軽減税率等の 適用についての手続等）の規定による書面の提出及び同 条第二項の規定による証明書の添付又は同条第六項、第 八項、第十三項若しくは第十五項の規定による報告書の 提出</p>	<p>同上</p>	<p>同上</p>	<p>七四 ～ 一〇一 同上</p>

○ 経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）（第五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
(割当ての方法及び基準)			
第一条 (省 略)			
2～7 (省 略)			
8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（七）に掲げる物品について農林水産大臣が特に必要があると認めるとき、又は別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。			
9 (省 略)			
10 財務大臣は、別表第一の第八項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（三）、（六）及び（九）に掲げる物品について、当該物品に係る経済連携協定の関税割当てに関する規定の実施に関して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。			
別表第一（第一条関係）			
一～七 (省 略)	経済連携協定	同上	同上
(省 略)	品 目	品 目	品 目
(割当ての方法及び基準)			
第一条 同 上			
2～7 同 上			
8 関税割当証明書の有効期間は、その交付の日からその日の属する年度の末日までとする。ただし、別表第二の上欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同表の下欄に掲げる物品について、経済産業大臣が特に必要があると認めるときは、この限りでない。			
9 同 上			
別表第一（第一条関係）			
一～七	経済連携協定	同上	同上
同上	品 目	品 目	品 目

八

経済上の連携
に関する日本
国とオースト
リアとの間
の協定（以下
「オーストラ
リア協定」と
いう。）

(一) 関税率表第〇一〇一・二一
号の二の(二)に掲げる物品

(二) 関税率表第〇四〇三・一〇
号の二の(一)に掲げる物品

(三) 関税率表第〇四〇六・一〇号
に掲げる物品（乾燥固形分が全
重量の四八％以下のもの（一個
の重量が四グラム以下の細片に
し、冷凍し、かつ、正味重量が
五キログラムを超える直接包装
にしたものに限る。）を除く。
）並びに関税率表第〇四〇六・
四〇号及び第〇四〇六・九〇号
に掲げる物品のうち、関税割当
制度に関する政令（昭和三十六
年政令第百五十三号）別表第〇
四〇六・一〇号、第〇四〇六・
四〇号及び第〇四〇六・九〇号
の項で定める数量以内のもの以
外のもので、プロセスチーズの
原料として使用するもの

(四) 関税率表第〇四〇六・二〇
号に掲げる物品

(五) 関税率表第〇四〇六・三〇
号に掲げる物品

(六) 関税率表第〇四〇六・九〇
号に掲げる物品のうち関税割当
制度に関する政令別表第〇四〇

六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの、シュレッドチーズの原料として使用するもの

(七) 関税率表第一一〇七・一〇号に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもので、泥炭でくん蒸したもの以外のもの

(八) 関税率表第一七〇四・九〇号の二に掲げる物品のうちキャンデー類及びキャラメル以外のものの

(九) 関税率表第一八〇六・二〇号の二の(二)に掲げる物品のうち関税割当制度に関する政令別表第一八〇六・二〇号の項で定める数量以内のもの以外のもの、チョコレート原料として使用するもの

(一〇) 関税率表第二一〇五・〇〇号に掲げる物品のうちアイスクリーム

(一一) 関税率表第三五〇五・一〇号の一に掲げる物品

別表第三(第一条関係)

項名	一〇八
経済連携協定	(省略)
品目	(省略)
九	<p>ア協定</p> <p>(一) 関税率表第〇二〇三・一一号の二、第〇二〇三・一二号の二、第〇二〇三・一九号の二、第〇二〇三・二一号の二、第〇二〇三・二二号の二、第〇二〇三・二九号の二、第〇二〇六・四九号の二の(一)、第一六〇二・四一号、第一六〇二・四二号及び第一六〇二・四九号の二に掲げる物品</p> <p>(二) 関税率表第〇二〇六・一〇号、第〇二〇六・二一号、第〇二〇六・二二号、第〇二〇六・二九号、第〇二一〇・二〇号及び第〇二一〇・九九号の二に掲げる物品</p> <p>(三) 関税率表第〇二〇七・一一号、第〇二〇七・一二号、第〇二〇七・一三号、第〇二〇七・一四号の二、第一六〇二・三一号の二の(一)、第一六〇</p>

別表第三(第一条関係)

項名	一〇八
経済連携協定	同上
品目	同上

<p>二・三二号の二及び第一六〇二・三九号の二の(一)に掲げる物品</p> <p>(四) 関税率表第四〇九・〇〇号に掲げる物品</p> <p>(五) 関税率表第一六〇一・〇〇号、第一六〇二・一〇号及び第一六〇二・二〇号の一に掲げる物品</p> <p>(六) 関税率表第一六〇二・五〇号の二に掲げる物品(同号の二の(二)のAに掲げる物品のうち米を含むもの以外のものに限る。)</p> <p>(七) 関税率表第二〇〇九・一一号、第二〇〇九・一二号及び第二〇〇九・一九号に掲げる物品</p> <p>(八) 関税率表第二〇〇九・七一号及び第二〇〇九・七九号に掲げる物品</p>	